

公的年金の消滅時効について

藤 田 恒 雄

はじめに

恩給や年金を受ける権利は、民法168条の定期金債権の一種であり、一般に恩給や年金の基本権と呼ばれている。この基本権は、各支払期に支払うべき恩給や年金を生み出す母権ともいうべき債権である。これに対し、基本権から生み出される各支払期に支払うべき債権は、一般に支分権と呼ばれ、この各支払期の間隔が1年以内の支分権は、民法169条のいわゆる定期給付債権の一種である¹⁾。

恩給や厚生年金等の公的年金の基本権や支分権の消滅時効については、行政実務の上で、各制度間でかなり異なった取り扱いがなされている。また、これら公的年金における基本権の消滅時効の取り扱いには、民法の定期金債権のそれとは大きな違いが見られる。そこで、これを解明するのが本稿の目的である。

I 民法の定期金債権の時効

民法168条1項では、「定期金ノ債権ハ第一回ノ弁済期ヨリ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス 最後ノ弁済期ヨリ十年間之ヲ行ハサルトキ亦同シ」と規定されている。定期金債権は、支分権たる債権を発生させる源であるが、この支分権を発生させるために、「債権の行使」にあたるような具体的な行為は必要とされず、ただ一定期日の到来によって自動的に支分権が発生する。したがって、定期金債権にはその行使という概念はないこ

とになるので、民法168条1項の「之ヲ行ハサル」とは文理的には「定期金ノ債権ヲ行ハサル」と読めるが、法解釈上は「支分権ヲ行ハサル」と読むことになっている。そこで、民法168条1項は、「第1回の支分権の弁済期から20年間支分権の弁済がなされない場合に、基本権たる定期金債権そのものが時効で消滅する」ことを定めたものと解されている。

この場合、文字どおり第1回の支分権の弁済が行われれば、基本権は永久に時効にかからないかということそうではない。支分権の弁済がなされたときは、基本権の承認（民法147条3号）があったことになり、時効は中断されるから、支分権に対する最後の弁済の時から20年で時効が完成することになる。これは多数説であるが、支分権の弁済の延滞がある場合にその延滞に係る最初（第1回）の支分権の弁済期から20年で時効が完成するとする有力な説もある。いずれの説によっても、基本権たる定期金債権は、それが存在する限り、それから生じた各支分権（第1回の支分権だけではない）の不行使によって、常に時効にかかる危険にさらされているのである。

なお、民法168条1項後段は、意味がよく分からない規定である。最後の弁済期が到来すれば、基本権から生ずべき支分権は、すべて発生して独立の債権となるので、基本権たる定期金債権はその役割を終え消滅するからである。したがって、ここではこの規定を無視する。

次に支分権の時効であるが、各支払期の間隔が1年以下のもの（公的年金等大部分の年金はこれにあたる）については、5年の短期消滅時効が定

められている（民法169条）。なお、1年を超える間隔で支払いが行われる支分権については、普通の債権と同じように10年で時効によって消滅する（民法167条1項）。

基本権が時効で消滅したときは、支分権はどうなるのであろうか。基本権の消滅後は支分権が発生しないことは明らかである。また、既に発生していた支分権は、基本権の消滅時効の起算日（20年前）以後に発生したものである限り、遡って発生しなかったものとされる（民法144条）。

II 恩給の時効

恩給法5条では、「恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」と規定されている。これは、基本権たる恩給権の消滅時効の起算日および時効期間を定めたものと一般に解されている。ここで、「之ヲ給スヘキ事由」とは恩給を受ける資格のある者が所定の年数を勤めて退職または死亡した事実をいい、これが生ずることによって基本権たる恩給権が発生するものである。また、「請求」とは恩給の請求すなわち恩給法12条の裁定（基本権たる恩給権の存否を公の権威をもって確定し、宣言する行為）を求めることをいうものとされている。そうすると基本権たる恩給権は、支給事由が生じた日から7年以内に裁定請求をしさえすれば、それ以後は時効により消滅しないことになるが、このことについては恩給の行政当局は何の疑問も感じていないようである²⁷。

このような恩給の基本権の消滅時効の考え方は、民法の定期金債権の場合とは大いに異なっている。基本権たる定期金債権は、それが存在している限り、支分権の不行使によりいつでも時効にかかる危険にさらされているのに対し、恩給の基本権はその裁定請求権の不行使により時効にかかるが、7年以内に裁定請求権を行使すれば永久に時効にかからないことになるからである。

一般に消滅時効にかかる権利は、それが存在する限り、その権利を行使しないことにより時効で消滅するおそれに常に直面しているのであるが、

恩給の基本権の場合は何故途中から時効にかからなくなるのであろうか。恩給法5条は、同法の他の条項（1条、6条、9条、10条ノ2、10条ノ3等）の規定の仕方から見て、文理的には前述のように解釈するのが正しいのかもしれないが、その法理がよく分からない。ところが、調べてみると厚生年金、共済年金、労災年金等の基本権についても行政実務上、恩給と同じような取り扱いをしているのである。そこで、この問題についてはこれらの公的年金の時効について述べた後に、改めて少し詳しく述べることにする。

なお、恩給法5条の取り扱いについては、恩給の行政当局の通知³¹で、昭和54年10月1日から次のような重要な特例を認めている。すなわち、恩給の基本権については、時効期間の経過後に裁定請求があった場合でも宥恕すべき理由があると認められるときは、当該恩給を支給することとする（ただし、この場合の恩給の支給は5年間遡及するにとどめる⁴¹）というものである。この特例は国家公務員等共済組合法等における取り扱いとの均衡等を考慮したものとされているが、現行法の下でこのような弾力的な運用がはたして可能であるかどうか疑問である⁵¹。

次に、恩給の支分権の消滅時効については、会計法30条の「金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする」という規定が適用されるとするのが通説である。この場合、時効の起算点は、行政解釈では基本権の裁定の効力の発生時（恩給証書が受給権者に到達したとき）までに既に所定の支給期が到来していた支分権にあっては当該裁定の効力の発生時であり、裁定の効力の発生後に所定の支給期が到来する支分権にあってはそれぞれの支給期であるとされている⁶¹。その理由は、恩給は裁定をまっしてはじめて基本権が具体的な権利として確定され、支分権の給付を求めることができるようになるので、裁定の効力の発生前に所定の支給期が到来してもその支分権の行使ができないため時効は進行せず、裁定の効力の

発生とともに一斉にこれら既発の支分権の時効が進行を開始すると考えるからである。

Ⅲ 厚生年金保険法（厚年法）による年金の時効

厚年法 92 条 1 項では、「……保険給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によって消滅する」と規定されている。この規定では、時効の起算点や時効の進行事由が明らかでないが、行政解釈では、この規定は、保険給付の受給権（年金の場合は、いわゆる基本権のことである）が、その受給権の発生（保険給付の支給事由の発生）時から 5 年を経過するまでの間に裁定の請求を行わないと、時効で消滅することを定めたものとされている。そして、いったん裁定が行われた厚生年金の基本権は、永久に時効では消滅しないものと解されている⁷⁾。

このような解釈については、結局裁定請求をする権利が時効にかかるというのと同じであるとして、首肯できないとする社会保険審査会の裁決⁸⁾があるが、無視されているようである。

なお、旧 厚生年金保険法（昭和 16 年法律第 38 号）時代の昭和 23 年 8 月 1 日から昭和 29 年 4 月 30 日までの間、厚生年金の受給権の消滅時効の規定が法改正で削除されていたので、この間は、厚生年金の基本権は時効では消滅しないものと解されていたようである。しかし、法律に厚生年金の基本権についての消滅時効の規定がないからといって、厚生年金の基本権が永久に消滅時効にかからないと解することがはたして妥当であるかどうか疑問であるので、この問題については後で検討することにする。

次に、厚生年金の支分権の消滅時効については、恩給の場合と同様に会計法 30 条後段の適用を受けるものと解されている。ただし、厚生年金基金が支給する年金については、国に対する金銭債権とはいえないので、民法 169 条が適用されると解されている⁹⁾。

しかしながら、国が支給する厚生年金の支分権の時効について会計法 30 条後段を適用する場合の

時効の起算点の解釈については、恩給の場合とはかなり異なった取り扱いとなっている。すなわち、厚生年金の支分権の場合は、民法の定期金債権の支分権の場合と同様に、それぞれの支払期から時効が進行するとされているのであって、基本権の裁定前に支払期が到来していた支分権についても恩給のような例外が認められないのである。恩給の場合は、基本権の裁定の効力が生じるまでは支分権を具体的に行使することができないので、当該裁定の効力の発生をまって支分権の消滅時効は進行すべきものと考えているが、受給権者は支給事由が発生すれば直ちに裁定請求できることを考えれば、特別の理由もなしにいたずらに裁定請求を怠っている場合に支分権の時効が進行しないとするのは、必ずしも首肯できることではない¹⁰⁾。しかしながら、行政庁が裁定を行ったということは、とりもなおさず基本権の存在を公に確認したことになり、そのことはその基本権から既に自動的に生じている支分権の存在をも確認したことになる。そこで、恩給や厚生年金の裁定が民法の時効の中断事由である「承認」にあたることは疑いのないところであり、裁定により基本権ばかりでなく既に発生していた支分権についても「承認」があったと解せられるので、これらの支分権の時効は中断され、あらためて裁定時から時効が進行すべきものとする。ただし、当該支分権について基本権の裁定前に時効が完成しているときは¹¹⁾、この限りでないことはいうまでもない。

Ⅳ 国家公務員等共済組合法（共済法）による年金（共済年金）の時効

共済法 112 条では、「この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは時効によつて消滅する」と規定されている。共済年金は長期給付の一種であるが、行政通達¹²⁾によればこの規定は、共済年金については基本権と支分権の両方の消滅時効を定めたものと解されており、基本権の場合は共済法 41 条 1 項の決定（恩給等の裁定に相当する確認行為）が

なされた後は時効により消滅しないものとして取り扱うものとされている。しかし、これは法解釈の当然の帰結なのか、単なる行政上の運用方針なのかその理由がはっきりしない。

共済年金の支分権については、国に対する金銭債権とはいえないので、恩給や厚生年金の場合のように会計法30条後段を適用することができない。そこで共済法112条が適用されると解しているが、前述のように厚生年金基金の年金の支分権については、民法169条が適用されるという解釈がなされており、両者の違いが気になるところである。

V 労働者災害補償保険法（労災法） による年金（労災年金）の時効

労災法42条では、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、療養給付、休業給付及び葬祭給付を受ける権利は、二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する」と規定されている。労災法の保険給付は、業務災害に関するもの6種類、通勤災害に関するもの6種類の計12種類であるが、それぞれ5種類ずつ計10種類について、労災法42条で時効の規定が設けられている。しかし、残りの傷病補償年金および傷病年金については、労災法のなかに時効に関する規定がない¹³⁾。何故かという、労災法42条の規定により保険給付を受ける権利として時効で消滅するのは当該保険給付の支給決定請求権（年金たる保険給付については、基本権の確定を受ける権利）であると解しており¹⁴⁾、同条に規定する10種類の保険給付はすべて受給権者の請求によって給付の決定が行われるのに対し¹⁵⁾、傷病補償年金および傷病年金は受給権者の請求によらないで職権で給付の決定がなされるからである。つまり、傷病補償年金および傷病年金については、いわゆる基本権の裁定が行政庁の職権で行われるため、基本権の裁定請求権という概念がないので、この裁定請求権の時効という問題は生じないと考えられるのである。労災法42条の規定により労災年金の基本権の裁定を受ける権利が消滅すると、

その基本権は具体的な権利として機能しないので、実質的には消滅したのと同じことになるが、形式的には法律上消滅したとはいえないであろう。しからば、支給決定（裁定）のあった労災年金の基本権そのものの消滅時効はどうなるのであろうか。これについては、労災法に何ら規定がないことになるので後で検討することにする。

次に労災年金の支分権の消滅時効については、会計法30条後段の適用を受けるものとされている¹⁶⁾。これは、職権で基本権が裁定される傷病補償年金および傷病年金の支分権についても例外ではない。

VI 問題点の検討

1 年金の基本権の消滅時効に関しては、公的年金の間では、労災年金の場合を除き同じ取り扱いになっている。すなわち、基本権は、その裁定請求をした後は時効にかからないという取り扱いである。これは、民法の定期金債権の扱いとは非常に異なるものである。

恩給法5条、厚年法92条1項、共済法112条等が公的年金の基本権そのものの消滅時効の定めであるとしても、これらの規定の解釈が、前述のような実務上の取り扱いを正当なものとして許容することができるかどうか筆者は疑問に思う。

というのは、これらのどの法律の規定でも、「裁定の請求」をしなければ基本権が時効によって消滅するとは明文で定めていないからである。恩給法5条の場合は「請求セサルトキ」とあるが何を請求しなければならないのか不明であり、共済法112条の場合は「行わないとき」とあるがこれも何を行わなければならないのか明らかではなく、また、厚年法92条1項の場合は「請求しないとき」とか「行わないとき」等に相当する字句さえ見あたらないのである。消滅時効は、本来、その対象となる権利の不行使の状態が長く続く場合に完成するものである。権利の行使という概念が明確である権利の場合は問題を生じないが、年金の基本権のように行使という概念があるのかどうかははっきりしない権利の場合は、「何が行わ

れなければ」時効が進行するのか規定上明らかにされていないと困るのである。民法の定期金債権の場合は、同法168条に「第一回ノ弁済期」、「最後ノ弁済期」という字句があるので、支分権の行使がないと時効にかかるという解釈が容易にできるが、公的年金の場合は法律の規定が前述のようにあいまいであるので、解釈がそう簡単には行えない。しかし、公的年金の基本権と同じ種類の権利である定期金債権の消滅時効について民法の解釈がほぼ確定していることは、公的年金の基本権の消滅時効に関する規定の解釈の大きなよりどころとなるはずである。

それでは、公的年金の基本権の消滅時効が民法の定期金債権と同様に支分権の不行使により進行すると解釈することに何か不都合があるのであるうか。筆者にはそうとは思えない。恩給法5条の「請求セサルトキ」や共済法112条の「行わないとき」を「支分権ヲ請求セサルトキ」、「支分権を行わないとき」と解することは、文理的にも無理とは考えられないし、公的年金の基本権が公法上の権利であるという性格を考慮しても、法律上や実務上問題があるとも思えないので、あえて民法の定期金債権の場合と異なる取り扱いをする必要性はないと思う。

むしろ、「裁定請求をしないとき」に公的年金の基本権が時効で消滅するとする行政実務上の取り扱いのほうに大きな問題がある。すなわち、裁定請求さえすれば永久に消滅時効にかからないという考えがでてくるからである。時効にかかるべき権利が、特定の事実が生じた後には、その権利が存在していても永久に時効にかからなくなるということは、消滅時効の制度の存在理由（権利の上に眠っている者を保護しないこと、証拠保全の困難を救済すること、社会の法律関係の安定のために一定の期間継続した事実状態を覆さないこと）からみて、はたして妥当であろうか。公的年金の基本権のみにこのような消滅時効の制度を設けなければならない特別の理由でもあるのであろうか。筆者には、このように法理上納得できそうもない公的年金の基本権そのものの消滅時効の制度よりも、これと法的効果の上で同じような役割

を果たす労災年金に関する消滅時効の制度（基本権の確認を求める権利＝裁定請求権が時効にかかるというもの）のほうが、法律的には説得力があると思われるので、恩給法、厚年法、共済法でも文理上は多少の無理があっても、労災法と同様の解釈をするほうがよいのではないかと考える。

2 しかし、公的年金各法における消滅時効の規定を労災法の場合のように基本権の裁定請求権の消滅時効の規定であると解釈すると、同じ規定を基本権そのものの消滅時効について適用するわけにはいかないのが、基本権そのものの消滅時効はどうなるかという問題が生ずる。公的年金の基本権は、公法上の権利であるので、公法上の消滅時効に関する一般規定があれば問題はない。しかし、現行の実定法には公法上の消滅時効に関する一般規定はなく、わずかに国を当事者とする金銭債権についての消滅時効の規定が会計法（30条～32条）にあるにすぎない。ところが、公的年金の基本権は、支分権たる金銭債権を生ずる権利ではあっても、金銭債権そのものとはいえないそうもないので、会計法の規定を適用することには全く問題がないわけではない。また、共済組合や厚生年金基金は、国ではないので、会計法は適用されない。このように、適用すべき適当な公法の規定がないとすると、公的年金の基本権についても、民法の消滅時効の規定が適用されるという説が成り立たないであろうか。

行政法学者の間では、公法の領域には私法の適用はないとする考えが支配的であるが、公法上の権利については絶対に私法の適用を排除するというかたくなな態度はどうかと思う。公法上の権利であっても、個別に検討すれば、私法を適用しても何ら不都合はない場合も少なくないはずである¹⁷⁾。現に、行政法学者のなかには、公法上の金銭債権の消滅時効については、会計法は民法の特別法であるから優先的に適用されるのであり、かりに会計法が廃止されるとすれば、民法が適用されるとする有力な説もある¹⁸⁾。私法学者が、このような説に反対することはないと思われる。

川島教授は、『民法総則』法律学全集（有斐閣）

の初版¹⁹⁾ (533頁)において、「恩給を受ける権利(恩給法1条)は一種の定期金債権であり、その支分権は、恩給法(5条)によって7年の時効にかかるが、基本権たる恩給受給権については規定がない。」とし、「恩給を受ける権利は純私法上の権利ではないから、会計法によって(30条)5年の時効にかかる」と解することもできる。しかし基本権そのものを第1回の弁済期から5年で時効により消滅せしめることは支分権の時効期間を7年とすることと比べてバランスを失うから、民法168条によるほかないであろう。」と述べておられるが、これは、教授が恩給について民法の規定を適用することに疑いを感じていない証左であると思う。筆者も、公的年金の基本権の消滅時効について、公法に適用すべき適当な規定がないのであれば、公的年金といえども定期金債権としての性格は私的年金と変わるところはないのであるから、民法168条の適用を考えるべきであると思う。

3 以上のような検討の結果、公的年金の基本権に関する消滅時効については、現行法の解釈上、次の2つの考え方が検討に値するものとして残ると思われる。

A 公的年金の基本権は、その支分権を一定期間行使しないときは、恩給法5条、厚年法92条1項、共済法112条等の規定により、時効で消滅する。この場合の時効の起算点は、基本権の発生日(公的年金の支給事由が生じた日)である。

B 公的年金の基本権の裁定を請求する権利は、基本権の発生日(公的年金の支給事由の生じた日)から一定期間当該請求権を行使しないときは、恩給法5条、厚年法92条1項、共済法112条、労災法42条等の規定により、時効で消滅する。また、公的年金の基本権そのものも時効で消滅するが、これについては民法168条の適用を受ける。

Aの考えは、文理的には無理のない素直な法解釈であると思われる²⁰⁾。しかし、この考えでは労災年金の基本権の消滅時効の問題が解決できない。労災法42条の規定は、それが傷病補償年金および

傷病年金について適用されないとしたことが間違いでない限り、文理的には難があっても、法改正の沿革からみて、保険給付の裁定請求権の消滅時効についての定めであると解さざるを得ないからである。また、恩給以外の公的年金の場合、基本権の時効期間と支分権のそれとが同じ5年になるのは酷のように思われる。そのうえ、Aの考えでは、裁定後も基本権は時効にかかるということになるので、現実の行政実務とは相いれないことになる。したがって、Aの考えを採り入れることには躊躇せざるを得ない。

Bの考えには、公的年金の消滅時効について民法が適用されるということで公法学者のなかには抵抗を感じる人が多いと思う。しかし行政実務の上では、裁定請求権が消滅時効にかかるという考え方は文理的にはやや強引な解釈であるが、労災法以外の法律の場合でも、従来の取り扱いと実質的には全く同じであるので受け入れやすいと思われる。ただ、公的年金の基本権が裁定後も時効にかかることについては、Bの考えの場合もAの考えの場合と同様であるが、Aの考えの場合は時効期間が5年(恩給の場合は7年)と短いのに対し、Bの考えの場合は20年と長期になるので、実際問題としてこの時効にかかるケースはほとんどないと考えられ、実務上の混乱が生ずることはないと思う。

したがって筆者としては、現行法の解釈としてはBの考え方がベターであると思う²¹⁾。この場合、公的年金の支分権の消滅時効については、会計法30条でも民法169条でも時効期間は5年であること、共済年金や厚生年金基金の年金には会計法の規定を適用することができないこと等を考えれば、すべて民法169条を適用するほうがよいと思う。そうすると、公的年金の時効については、基本権も支分権も民法の規定の適用を受けることになりすっきりとする。そして、私的年金に対する公的年金の大きな特色として、公の機関による受給権の確認行為すなわち裁定を重視することがあげられるが、この点に着目して、この裁定を請求する権利を公法上の消滅時効にかからしめるという考えは、捨てたものではないと思う。

VII 結 論

1 公的年金の受給権は、行政庁の裁定（基本権の確認行為）を受けなければ、その権利を現実に行使することができない。この裁定を請求する権利は、各公的年金の根拠法で定められた消滅時効の規定によって、消滅する。

2 公的年金の受給権は、民法で定めるところにより時効によって消滅する。この場合、基本権については民法168条が、支分権については169条が適用される。

なお、公的年金の支分権については、基本権の裁定の効力が生じるまでは支分権を現実に行使することができないので、当該裁定がなされる前に消滅時効が進行する余地はないとする説（恩給の場合の現行の取り扱い）があるが、採用さるべきではない。けだし、特定人に基本権が発生すれば、その者は直ちに裁定の請求を行うことができることを考えれば、その裁定の請求を怠ったために支分権の行使ができなくても救済に値しないからである。

3 公的年金の基本権の裁定の請求は、当該基本権および既に発生しているその支分権についての催告としての効果を有する。裁定の請求があったときは、迅速にそれに対する処分が行われるべきであるが、それができないときには、行政庁が請求者に基本権があるか否かの調査をするための猶予を暗黙のうちに求めたものと考えることができるので、この場合の催告の民法153条の6ヵ月の起算日は、裁定についての行政庁の処分が請求者に到達した日と解すべきである²²⁾。したがって、行政庁の都合で裁定についての処分が遅れても時効が完成する心配はない。

公的年金の基本権の裁定は、時効の中断事由である「承認」にあたる。したがって、裁定が行われたときは当該公的年金の基本権および既に発生しているその支分権についての時効は中断し、当該裁定の処分が請求者に到達したときから再び時

効が進行する。

4 会計法31条1項の適用を受ける権利すなわち国を当事者とする金銭債権については、時効の利益を放棄することができない。したがって、国が支給する公的年金の支分権については、時効の利益を放棄することは許されない。これに対し、公的年金の基本権の裁定を請求する権利は、金銭債権とはいえないので、時効の利益を放棄することは許される²³⁾。

なお、国が支給する公的年金の基本権は、国に対する金銭債権である支分権を発生させる権利ではあっても、国に対する金銭債権そのものとはいえないので、時効の利益を放棄しても直ちに会計法31条に違反するとはいえないのではないかという考えもあるが、疑問は残る²⁴⁾。

注

1) 年金の基本権と支分権に関する問題については、青谷和夫「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」『民商法雑誌』54巻2号、163-174頁参照。

2) これは、多分、沿革上の理由によるものではないかと思われる。すなわち、現行の恩給法（大正12年法律第48号）の前身である官吏恩給法（明治23年法律第43号）には、恩給権の消滅時効の規定はなかったが、同法16条には「恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後七個年内ニ請求セサレハ其権利ヲ抛棄シタルモノトス」という規定があり、現行法の場合とはほぼ同様の運用がなされたからである。なお、この旧法時代の解説書である樋貝詮三『恩給法原論』のなかに「母権タル恩給権ハ其ノ存在ヲ確定スルノ処分即裁定アルヤ以後消滅時効ノ物体タルヲ得サルニ反シ子権タル恩給権ハ会計法上ノ期満免除（消滅時効）ノ規定ノ適用ヲ受クヘシ」という記述があるのに注目すべきである。

3) 昭和54年6月27日恩給発第345号通知。

4) 恩給の支給の遡及を5年間にとどめたのは、恩給の支分権の時効が5年であることとの均衡を考慮したものであるとされている（鳥山郁男『新版恩給法概説』、301頁）。この説明は、5年前の支分権が時効で消滅するのではなく、あくまでも行政運用で支給しないことを示しているのので、恩給の基本権の裁定の効力が発生するまでは、既発生の支分権の時効は進行しないとする考え（注6）の法制局意見と平仄が合っている。

5) 恩給の基本権が公法上の金銭債権であるとすれば、会計法31条1項の規定により、時効の利益を放棄することはできないからである。なお、鳥山、前掲151頁には、「恩給を受ける権利、すなわち恩給権とは、実体法上の恩給請求権をいうのであって、その内容

は、恩給給与者である国又は都道府県（第16条）に金銭給付を求める公法上の権利である」という記述がある。また、青谷、前掲171頁では、「恩給権は、実体法上の権利であり、公法上の金銭債権である」とされている。

- 6) 昭和31年7月24日法制局1発第28号（法制局意見年報5巻, 67頁）。なお、恩給の裁定の取り消しがなされた場合の既支給の恩給給与金（支分権）の返還請求権の消滅時効は、当該裁定の取り消しの効力の発生時から進行するとする法制局の意見もある（昭和33年2月4日法制局1発第5号（法制局意見年報6巻, 70頁））。
- 7) 厚生省年金局年金課ほか編『新版厚生年金保険法解説』（社会保険法規研究会），948-950頁。このような考えに立つと裁定請求によりはじめて受給権が発生する障害厚生年金（厚年法47条の2）の基本権については、消滅時効がないことにならざるを得ないが、この解説書ではこのことには何も触れていない。むしろ、この障害厚生年金の時効の起算日の説明をしている（954頁）ので、反対の解釈をしているのであろう。
- 8) 昭和41年12月27日裁判（『例解社会保険審査会裁判要覧』（ぎょうせい）3巻, 1539頁）。
- 9) 厚生年金基金連合会編『厚生年金基金』, 110-111頁。なお、有泉亭・中野徹雄編『厚生年金保険法』（全訂社会保障関係法1），342頁では、「支分権については10年が時効期間（民法167条1項）である」とされている。
- 10) 同じような理由から、共済年金の支給決定に誤りがあったためそれを減額する旨の変更決定がなされた場合の不当利得返還請求権（既支給の支分権のうち減額相当分）の消滅時効は、当該変更決定時から一斉に進行するのではなく、各支分権の支払いがあったときから逐次進行するとする見解（真田秀夫「行政処分の取消と公法上の不当利得」『行政法演習I』（有斐閣），69-70頁）がある。なお、この見解は、恩給の場合の法制局の意見（注6）と相反するものである。
- 11) 恩給の場合は、時効期間が、基本権は7年、支分権は5年であるので、理論的にこのような解釈の成り立つ余地があるが、厚生年金の場合は、時効期間が基本権、支分権ともに5年であるので、理論的にはこのようなことは起こり得ない。
しかし、厚生年金の場合は、裁定に際して、基本権の消滅時効は無視し、支分権だけが時効で支給されないという取り扱いがなされていると仄聞するが、これが事実だとすれば、その法理はどのようなものか知りたいものである。
- 12) 国家公務員等共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）。
なお、この運用方針では、「時効期間が満了した場合には、組合は時効の利益を放棄しないものとする。ただし、各省各庁の長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない」と定めているが、これとの均衡を考えて、前述の恩給の基本権の消滅時効の

運用による特別措置がなされたものと思われる。しかし、共済年金の場合は、会計法31条1項の適用がないので、法律違反の問題は生じない。

- 13) 従前の労災法42条では、「……保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する」と規定されており、保険給付はすべて消滅時効の対象となっていたが、昭和40年の法改正（法律第130号）により、ほぼ、現行のような形の規定となった。それに伴い、同条の解釈も大幅に変更された。
- 14) 昭和41年1月31日基発第73号労働基準局長通達。
- 15) 労災法12条の8，21～22条の5参照。
- 16) 前掲労働基準局長通達。なお、この通達では、年金でない保険給付の支給決定後のその支払請求権についても、会計法30条後段の適用があるとしている。このため、例えば葬祭料については、支給決定の請求をしないと2年でその請求権が時効で消滅し（労災法42条）、支給決定後、その支払いを受けないと5年で葬祭料の受給権そのものが時効で消滅する（会計法30条後段）ことになる。この取り扱いは、船員が業務上死亡した場合の葬祭料に関する時効がすべて船員保険法5条の規定（時効期間2年）のみで運用されているのと対照的である。
- 17) 荒 秀「公法上の時効と時効の援用」『行政法演習I』（有斐閣），53-62頁。
- 18) 山内一夫「公法関係と私法関係」『公法研究』17号，82-83頁。
- 19) 川島教授は、後の版でこの見解を改め、恩給法5条は「基本権たる恩給権の時効期間を定めたものであるが、その起算点が右の如き民法の一般原則と異なる点に注意すべきである」（『民法総則』，524頁）としている。
- 20) 年金ではないが、同じように基本権と支分権が考えられる児童手当の受給権は、その受給資格を有する者が市町村長に認定の請求をすることにより取得するものである。しかもこの認定請求権は、受給資格がある限りいつでも行使できるので時効で消滅することはない。そこで、児童手当法23条1項の「児童手当を受ける権利……は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する」という規定は、児童手当の受給権（基本権及び支分権）の消滅時効の規定であると行政実務上でも解されている。全く同じような条文でありながら、厚年法等の場合は、このような素直な法解釈ができないのであろうか。
- 21) 筆者としては、この問題については、本来、法改正により、立法的解決をはかるのが望ましいと考えている。
立法論としては、国民の生存権に対する国の責任を放棄することにもなりかねないので、公的年金のような社会保障給付については、消滅時効を認めるべきではないと思う。ただし、社会保障は、現在および将来の国民の生活を支えることを目的としているのであって、過去の国民の低い生活水準に対する補償を目的としているとはいえないことを考えれば、いつまでも支分権を遡及して行使させる必要はない

ので、支分権の消滅時効は認めるべきであろう。

なお、現在のドイツ民法の解釈としては、請求権を生じない定期金債権自体は時効にかからないとされている（川島武宜編集『注釈民法（5）』，327頁）ようであるが、非常に興味深いことである。

22) 昭和43年2月9日最高裁判所判決（『最高裁判所民事判例集』，12頁）を参照のこと。

23) 公的年金の基本権の裁定を請求する権利は、その性質上、消滅時効よりも除斥期間になじむものであると考えられるので、法文上時効となっていて、その利益の放棄は認めるべきではないという考えもある。しかし、行政実務上広く行われている慣行をさしたる実害もないのに否定することは適当ではな

いと思われるので、ここでは、あくまでも時効制度であるとして解釈することにした。

24) 有泉・中野編，前掲，257頁には，「時効の援用の要否については，会計法31条に国の債権または国に対する債権については時効の援用を要せず，絶対的に消滅するものとされている。……支分権については，当然この適用があるが，基本権については争いがある。受給権者の保護を重視する立場から，基本権については民法145条が適用され，援用を必要とすると解すべきであろうか。」という記述がある。

なお，公法上の時効の利益の放棄に関しては，荒，前掲論文が参考になる。

（ふじた・つねお 社会保険審査会委員）